

地方の時代と建設コンサルタント

さ さ き とし お
佐 々 木 敏 雄*

1. ま え が き

戦後30余年の歴史を経て、建設コンサルタントも技術集団としての地位を確立しつつある。が一方では、欧米のような歴史と伝統のない我が国の建設コンサルタントは、経営基盤がいまだに強固とはいいい難く問題点も多い。

特に低成長時代を迎え、かつ地方の時代とよばれ、地方の多様なニーズへの対応が要請される現在、建設コンサルタントも、従来とは異なった種類の課題に直面している。

本文はこれらの状況を直視し、建設コンサルタントが将来の地位の向上と、社会的責任を果たすために今後取り組むべき課題について、私見を述べたものである。

2. 地方の時代の背景

昭和37年に策定された全国総合開発計画（＝拠点開発構想）は、我が国の高度経済成長に大きく貢献した。この結果日本経済を復興から発展の時代へと導いた。しかし、一方では工業化が進むと共に人口の都市集中を引き起こし、過密・過疎の現出となった。つづいて、昭和44年新全国総合開発計画（＝大規模プロジェクト構想）が発表された。この構想は大規模開発構想と連関する新交通体系の整備などにより、過密・過疎現象の解消を政策の基本構想としたもので、我が国の経済に高度な成長をもたらす国際経済にも重要な役割を果たすようになった。

しかし、昭和48年のいわゆる石油ショックにより高度経済成長路線は大幅な軌道修正を要することとなり、昭和52年に第三次全国総合開発計画が策定された。この計画ではいわゆる定住構想により、国民の生活に根ざした地域開発と連関して国土の安定的で均衡ある発展をはかろうとするものである。すなわち大都市への人口・産業の過度の集中を抑制すると共に地方を振興させ過密・過疎に対処し、地域的特性、歴史的伝統的文化を尊重し、人間と自然の調和のとれた生活環境圏を確立しようということで、いうならば「大都市中心」の開発構想より「地方重視」という大きな政策転換である。

現在我が国の国土開発計画は新経済社会7カ年計画と、整合性をもって策定されている。新経済社会7カ年計画は、昭和54年に策定され、最終年度を昭和60年度とし、公共投

資額は240兆円（昭和53年価格）とされた。しかし、その後の経済成長率の低下、財政赤字の拡大等により公共投資の総枠は190兆円に圧縮されるにいたった。更に目下政府は、現計画の実質経済成長率の目標を4%台に下げると共に公共投資の規模、内容などを見直し、高齢化、成熟社会にふさわしい質的な充実をめざすため、これにかわる新5カ年計画（58年度～62年度）を策定するよう経済審議会に諮問している。

いずれにしても建設事業はこれら経済計画を具体化する中枢的役割を担うものであり、建設事業の遂行に当たっては国土開発計画、経済計画の基本を理解した上でその在り方を正しく認識する必要がある。

特に今後「地方の時代」への流れの中では、地域内の創意と工夫を重視して活力あるそして自立できる地域社会の確立を目標として建設事業に取り組むことが必要である。

3. 建設コンサルタントの誕生とその背景

戦前の建設関連事業は企画、調査、設計、施工まで、そのほとんどの分野を官庁の直轄事業として実施されてきたが、戦後特に昭和30年以降の社会資本の拡充の要請に伴う急激な公共事業の増加により、公共事業の執行体制の分業化が行われるようになり、いわゆる建設コンサルタント業務を民間に委託するようになってきた。昭和37年全国総合開発計画が策定されるや建設省はこれに対応するため翌年中央建設業審議会に対して「建設コンサルタントの育成方策について」の諮問を行い、審議会は建設コンサルタントの活用と登録について答申を行った。この答申を受けて建設省は昭和38年9月建設コンサルタントの活用について次官通達を出し、翌年4月建設省告示をもって「建設コンサルタント登録規程」が制定され、技術管理者は技術士を資格要件とした。

3.1 技術士制度と現状について

建設コンサルタントの技術管理者としての資格要件とされている技術士制度は、昭和32年に制定された技術士法に基づき科学技術庁の実施する技術士本試験に合格し、科学技術庁の技術士登録簿に登録されて初めて技術士としての名称が使用できる。昭和33年の第1回国家試験以来、昭和57年3月31日まで受験申込み者総数74,212名、合格者総数19,366名、合格率33.2%である。

*北海道開発コンサルタント ㈱ 社長

論 説

なお科学技術庁に登録されている技術士の数は15 592名、このうち建設コンサルタント登録規程に係のある技術部門の技術士は、機械部門1 719名、建設部門5 577名、水道部門1 012名、応用理学部門965名となっている。

3.2 建設コンサルタントの登録

昭和39年に制定された登録規程では、建設コンサルタントの登録部門は当時の技術士法に基づく技術士本試験の選択科目のうち建設関係の科目に準拠して定められていた。しかし、その後の建設コンサルタントの業務の高度化、参入企業の増加、規模の拡大等により登録規程の見直しが行われ、技術力の強化、経営基盤の充実、登録事務の簡素化、業務内容の公示機能の拡充等を中心として、昭和52年4月現行のように改正告示された。この登録は建設コンサルタントを利用するクライアントの便宜に供すると共に、建設コンサルタントの健全な発展を目的としている。しかし法的な拘束力はなく、任意の規程であるため登録の有無にかかわらず建設コンサルタント業務の営業は自由である。この結果、昭和55年度では登録企業への発注率が91%となっている。

4. 建設コンサルタントの現状

技術士法が制定され、それに基づいて昭和34年に「土木事業にかかわる設計業務を委託する場合の契約方式等について」の事務次官通達が出され、この結果公共事業における建設コンサルタントの活用の道が大きく開かれた。その後、建設工事の拡大の過程で建設コンサルタントの役割は、建設事業の計画、調査、立案と工事の設計管理にまで及んでいる。建設省建設振興課の資料によると昭和56年3月末日現在で建設コンサルタント登録総数は1 633社で、都道府県別内訳は表のとおりで、最初登録が行われた昭和40年の226社の7.2倍となっている。

建設コンサルタントは各分野の技術者をかかえる知識集約産業であり、最も重要な資産は技術力のある人間であることは当然であるが、現状では比較的小資本、少人数で構成される企業が多く17の登録部門中1部門のみの登録企業が全体の70%を占め、従業員数20人以下の企業は43%、売上金1億未満の企業が50%という数字がこのことを示している。また測量業、地質調査業などを兼業とする企業が70%を占めている。

5. 地方の時代における建設コンサルタント

国土開発計画具体化の中核的役割を果たすのは土木事業などの建設産業であり、その先駆的役割の重責を担うのは

都道府県別建設コンサルタント登録数分布
(本社所在地による)

(昭和56年3月31日現在)

都道府県名	登録数	構成比(%)	都道府県名	登録数	構成比(%)
東京都	583	35.7	兵庫県	28	1.7
大阪府	204	12.5	新潟県	24	1.5
北海道	98	6.0	富山県	24	1.5
福岡県	74	4.5	静岡県	23	1.4
愛知県	47	2.9	石川県	22	1.3
神奈川県	36	2.2	高知県	22	1.3
広島県	33	2.0	宮崎県	22	1.3
沖縄県	32	2.0	その他31県	330	20.2
計	31	1.9	計	1 633	100.0

資料出所：建設省計画局建設振興課

建設コンサルタント企業である。しかしながら、欧米のような歴史と伝統のない我が国の建設コンサルタント企業は大多数が経営基盤が弱体である。知識集約産業として優れた技術力を更に強化するためには経営基盤の確立が是非必要である。特に国家財政再建の下で公共事業が伸び悩みの現状ではこの経営基盤の確立は大きな課題である。

翻って「地方の時代」における建設コンサルタントの実情は表のとおりで東京、大阪の両都市に約半数が存在するという状況である。建設事業の多くは基盤整備が主要事業であり、即地的な要請を満たすものでなければならぬのは当然である。

自然環境、生活環境あるいは歴史的伝統的文化などはそれぞれが地域により異なり、地域住民のニーズも多様化している。したがって、地域特性に応じた定住条件の整備をそれぞれの立場で工夫する必要がある。そのためには、その地方と密着し地方のニーズを熟知している地域内に在る建設コンサルタントを積極的に利用するのが有効な方法であろう。またコンサルタント企業としても地域の多様なニーズと積極的に取り組み対応するためには、ハード面ばかりでなくソフト面に領域を拡大する努力が必要である。このことがまた業務の拡大につながることになる。更に、各地方はそれぞれ完全に孤立したものではなく、連絡協調を密にしてそれぞれの地方の特色を生かす工夫をし、それを中央の計画決定の場にも反映させるべきであろう。

建設関連産業の先駆的役割を担い、建設関連技術をもって社会に奉仕している建設コンサルタントは常に時代認識を先取りすると共に、今後より一層技術の研さん向上に努めクライアントの要望に積極的に対応せねばならない責任がある。

(原稿受理 1982.9.21)